

よくあるご質問（交通編）

Q： 交通違反（信号無視、一時不停止等）をした車両を目撃した。

A： 最寄りの警察署交通課にご相談ください。

お寄せいただいた情報は、違反実態を調査した上で違法行為を確認すれば検挙するなど、適切に対処してまいります。

今後、同様に交通違反をした車両を見かけた際には、ご自身の安全を第一に路外施設等の安全な場所に退避した後に、110 番通報や最寄りの警察署に通報し、違反車両の番号や違反場所等をお知らせください。

Q： あおり運転の被害に遭った。

A： ドライブレコーダーの映像があれば、最寄りの警察署交通課に映像をご持参ください。

今後、同様に危険運転車両を見かけた、又は妨害を受けた際には、ご自身の安全を第一に路外施設等の安全な場所に退避し、110 番通報をして違反車両の番号等をお知らせいただけましたら、付近のパトカーを急行させる等の対応をいたします。

Q： バイクが集団走行する音がうるさい。暴走して危ない。迷惑している。

A： 二輪車等の騒音運転は、平穏な生活を妨げる極めて迷惑性の高い行為です。

県警察では、騒音運転や暴走行為などの 110 番通報に対し、できうる限りパトカーをはじめ、各警察車両を現場急行させて対応して取締りを行うなど、違法行為の検挙に努めています。

しかしながら、未だ後を絶たない騒音運転等が認められることから、引き続き、道路交通法や道路運送車両法等のあらゆる関係法令を適用した取締り及び違法車両の押収を実施しております。

なお、騒音運転等を認知した場合は、迅速な対応を行うため 110 番通報をお願いします。

Q： ルールを守らない歩行者や自転車に対して指導取締りを実施してほしい。

A 歩行者や自転車利用者も交通ルールを守らなければ交通死亡事故など重大事故の被害に遭ったり、また、自転車は時には加害者となる側面もあることから、交通事故を抑止するためには、自動車だけでなく歩行者や自転車利用者に対する交通安全教育や指導取締りも重要です。

県警察では、

○歩行者に対しては、横断歩道を渡ること、信号を守ること

○自転車利用者に対しては、「車両」であること、車道通行が原則であることなどの基本的な交通ルールを遵守するように関係機関と連携して交通安全教育を推進するとともに、街頭における指導啓発や、危険な違反行為に対しては検挙措置を講じるなど指導取締りも強化しているところですので、ご理解をお願いします。

Q： 路上駐車をしている車両を発見した。

A： お寄せ頂いた情報を管轄の警察署と共有し、駐車実態を確認した上で、交通指導取締りに努めてまいります。

駐車車両を発見した際は、110番通報若しくは駐車している場所を管轄する警察署に通報していただければ、警察官が現場臨場し対応いたします。

Q： 飲酒して車を運転している人物がいる。

A： 飲酒運転に関する情報は、県警察ホームページ内の【飲酒運転根絶BOX】にお寄せ下さい。

なお、今まさに飲酒運転をしているなど急を要する場合は、110番通報をお願いします。